

役員等報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人響会（以下「当法人」という。）の職務に従事する役員（理事及び監事）、評議員の報酬及び費用弁償等について定めるものとする。

(常勤役員の報酬)

第2条 当法人の常勤役員に対し、別記1により報酬を支給する。

(非常勤役員及び評議員の費用弁償)

第3条 非常勤役員及び評議員並びに理事長が特に認めた者等に対し、別記2により費用弁償を支給する。

2 管内出張及び外国出張についての費用弁償は、当法人旅費規程の適用を受ける職員の例による。

3 前2項の費用弁償の支給方法については、当法人旅費規程を準用する。

(常勤役員の慰労金)

第4条 常勤役員が退任したときは、当法人による貢献度を考慮し、在任期間に応じて慰労金を、支給することができる。

2 慰労金の額及び支給は評議員会の決議を経て行う。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給されている常勤役員の報酬は、支給しない。

(報酬の支給方法)

第6条 常勤役員の報酬等の支給時期は、当法人職員給与規程を準用する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 12 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 9 月 29 日から施行する。

別記 1（第 2 条関係）

（1）常勤役員の報酬

理事長 月額 200,000 円

常務理事 月額 200,000 円

別記 2（第 3 条関係）

（1）非常勤役員の費用弁償

理事 日額 3,000 円

監事 日額 3,000 円

（2）評議員の費用弁償

評議員 日額 3,000 円

（3）理事長が特に認めた者等

評議員選任・解任委員会委員 日額 3,000 円

航空賃・鉄道賃・船賃・車賃	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）
当法人旅費規程の適用を受ける職員の旅費の支給の例により算出した額	1日6時間以上の旅行 1,300円	15,000円
	1泊以上の旅行 2,500円	